

地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

	平成24年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成28年	3月22日	
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和2年	6月	1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、

事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。

- 3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

- 2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(一)(別表第2)
- (3) 医療職給料表(二)(別表第3)
- (4) 医療職給料表(三)(別表第4)
- (5) 福祉職給料表(別表第5)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第6に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 職員を昇格(職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員については57歳を超える職員)を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員が属する職務の級の最高号給に達したときは、同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、その職員の属する職務の級の最高号給を超えて昇給させることができる。

7 前項ただし書の場合において、最高号給を超える号給及びその額の設定については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 最高号給を超える最初の号給の額は、最高号給に、最高号給とその1号給下位の号給との間差額(以下「最終間差額」という。)を加えた額とする。

(2) 前号を超える号給の額は、それぞれその1号下位の号給に最終間差額を加えた額とする。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第10条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日をいう。以下同じ。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前におい

て、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。

3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（給料の日割計算）

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例（平成14年府中市条例第1号）に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合

(3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

(5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

（家族手当）

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある

子がいる場合における家族手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合

2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。）及び家族手当を受けている職員の

うち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上5キロメートル未満のもの	2,000円
2 片道5キロメートル以上10キロメートル未満のもの	4,200円
3 片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,100円
4 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	10,000円

ル未満のもの	
5 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,900円
6 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	15,800円
7 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	18,700円
8 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	21,600円
9 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	24,400円
10 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	26,200円
11 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	28,000円
12 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	29,800円
13 片道60キロメートル以上	31,600円

- 4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（住宅手当）

- 第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている

職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし
12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（別居手当）

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合（ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。）
 - (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければ通勤が困難である場合
- 2 別居手当の月額は、20,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居

手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

(医師確保手当)

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(連携協力手当)

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、月額20,000円を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午

後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日(勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日

(2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日(以下「休日の代休日」という。)

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200円
	宿直及び日直 (週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合)	20,000円

その他の職員	宿直及び日直	6,100 円
--------	--------	---------

備考

- 1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。
- 2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。
- 3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。
- 4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

（役職手当）

第25条 職員のうち別表第7に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

- 2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

- 2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（賞与）

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

- 2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（手当の支給方法）

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支払われるものを除く。）、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(給料等の訂正)

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。

- 3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。
- 5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。
- 6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

（派遣等職員の給与）

- 7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年府中市条例第16号）その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回るときは、その差額を法人が支給する。

（出向職員の給与）

- 8 広島県厚生農業協同組合連合会（以下この項において「厚生連」という。）と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

附 則（平成27年3月24日理事会議決）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（切替日以後、新たに再任用職員となる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月30日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

事務職給料表

（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500

14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000

51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				

125		304,200				
-----	--	---------	--	--	--	--

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(一)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	307,000	345,400	408,600	524,600
2	310,200	348,600	411,500	526,800
3	313,300	351,800	414,400	529,000
4	316,400	355,000	417,300	531,200
5	319,400	358,200	420,200	533,400
6	323,300	361,700	423,000	535,900
7	327,200	365,200	425,800	538,400
8	331,100	368,700	428,600	540,900
9	335,000	371,900	431,200	543,400
10	338,000	375,800	433,900	545,800
11	340,900	379,700	436,600	548,200
12	343,800	383,600	439,300	550,600
13	346,500	387,400	441,900	552,800
14	349,700	390,300	444,500	555,100
15	352,800	393,200	447,100	557,400
16	355,900	396,100	449,700	559,700
17	358,700	399,000	452,100	561,800
18	361,400	401,900	454,700	564,100
19	364,500	404,500	457,300	566,400
20	367,700	407,200	459,900	568,700
21	370,600	409,800	462,300	571,000
22	374,100	412,200	464,700	573,000
23	377,100	414,900	467,100	575,000
24	380,700	417,300	469,500	577,000
25	384,300	419,500	471,700	579,000
26	387,000	422,200	474,000	581,600
27	389,500	424,800	476,200	584,100
28	392,100	427,500	478,500	586,700
29	394,900	429,900	480,700	589,200
30	397,200	432,400	482,900	591,500

31	399,700	434,800	485,100	593,800
32	401,800	437,300	487,300	596,100
33	403,800	439,300	489,300	598,000
34	406,100	441,700	491,400	600,300
35	408,300	444,000	493,500	602,600
36	410,600	446,400	495,600	604,900
37	412,900	447,900	497,700	607,000
38	415,000	450,300	499,800	609,100
39	417,000	452,600	501,900	611,200
40	419,100	454,900	504,000	613,300
41	421,000	456,900	506,100	615,100
42	422,800	459,200	508,100	617,100
43	424,600	461,400	510,100	619,100
44	426,600	463,700	512,100	621,100
45	428,500	465,800	513,900	622,800
46	430,500	468,100	515,700	624,600
47	432,400	470,400	517,600	626,500
48	434,400	472,600	519,500	628,400
49	436,200	474,600	521,200	630,000
50	438,000	476,700	523,000	631,900
51	439,700	478,800	524,800	633,800
52	441,500	480,900	526,600	635,700
53	443,300	483,000	528,200	637,000
54	445,100	484,800	530,000	638,800
55	446,900	486,600	531,800	640,600
56	448,600	488,400	533,600	642,400
57	450,400	490,100	535,200	643,900
58	452,100	491,900	537,000	645,500
59	453,900	493,700	538,700	647,000
60	455,700	495,500	540,500	648,600
61	457,600	497,100	542,100	649,800
62	458,800	498,800	543,700	651,400
63	460,000	500,600	545,100	652,800
64	461,200	502,400	546,700	654,400
65	462,400	504,000	548,200	655,800
66	463,400	505,300	549,600	657,300
67	464,400	506,600	551,000	658,800

68	465,400	507,900	552,300	660,200
69	466,200	508,900	553,500	661,400
70	466,900	510,200	554,500	662,900
71	467,600	511,500	555,500	664,400
72	468,300	512,800	556,500	665,900
73	469,000	513,800	557,500	667,300
74	469,700	514,600	558,400	668,800
75	470,400	515,400	559,300	670,300
76	471,000	516,200	560,200	671,800
77	471,300	517,100	561,000	673,100
78	472,000	517,900	561,900	674,500
79	472,700	518,800	562,800	675,900
80	473,400	519,600	563,700	677,300
81	473,800	520,500	564,600	678,500
82	474,400	521,400	565,500	679,900
83	475,100	522,100	566,400	681,300
84	475,800	523,000	567,100	682,500
85	476,200	523,900	568,000	683,700
86	476,800	524,700	568,900	685,000
87	477,400	525,600	569,800	686,300
88	477,900	526,500	570,700	687,600
89	478,500	527,300	571,600	688,900
90	479,000	528,200	572,900	690,200
91	479,500	529,100	574,200	691,500
92	480,000	529,800	575,500	692,800
93	480,400	530,600	576,700	694,000
94	481,000	531,500	577,900	695,300
95	481,400	532,400	579,100	696,600
96	481,900	533,300	580,300	697,900
97	482,400	534,100	581,500	699,000
98	483,000	535,000	582,700	700,300
99	483,600	535,900	583,900	701,600
100	484,000	536,800	585,100	702,900
101	484,500	537,600	586,300	703,900
102	485,100	538,500	587,500	705,200
103	485,700	539,400	588,700	706,500
104	486,300	540,300	589,900	707,800

105	486,800	541,100	590,900	708,800
106			592,100	709,800
107			593,300	710,800
108			594,500	711,800
109			595,600	712,800
110			596,800	713,800
111			598,000	714,800
112			599,200	715,800
113			600,200	716,800
114			601,400	717,800
115			602,600	718,800
116			603,800	719,800
117			604,800	720,800
118			606,000	721,800
119			607,200	722,800
120			608,400	723,800
121			609,400	724,800
122			610,600	725,800
123			611,800	726,800
124			613,000	727,800
125			614,200	728,800
126			615,400	729,800
127			616,600	730,800
128			617,800	
129			618,900	
130			620,100	
131			621,300	
132			622,500	
133			623,600	

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。

別表第3(第8条関係)

医療職給料表(二)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900

31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	

68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	

105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(三)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200

31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000

68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		

105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		

142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5(第8条関係)

福祉職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	159,800	209,600	255,000	275,900
2	161,000	211,300	256,600	277,600
3	162,200	213,100	258,000	279,200
4	163,400	214,800	259,600	280,700
5	164,300	216,500	260,500	282,500
6	165,800	218,300	261,800	284,500
7	167,200	220,100	263,200	286,600
8	168,600	221,800	264,500	288,900
9	169,800	223,500	265,700	290,800
10	171,200	225,000	267,100	292,800
11	172,600	226,400	268,400	294,900
12	174,100	227,800	269,500	296,900
13	175,500	229,200	270,800	298,500
14	177,000	230,800	272,200	300,800
15	178,500	232,400	273,900	302,800
16	179,900	234,000	275,600	304,900
17	181,400	235,400	277,200	306,900
18	183,200	237,000	279,000	309,000
19	184,900	238,500	280,600	311,100
20	186,600	240,000	282,100	313,200
21	188,000	241,000	283,700	315,100
22	189,600	242,400	285,500	317,200
23	191,300	243,700	286,900	319,400
24	192,900	245,100	288,500	321,500
25	194,500	246,500	290,400	323,500
26	196,200	248,200	291,900	325,500
27	198,000	249,700	293,600	327,600
28	199,700	251,400	295,200	329,600
29	201,500	252,800	296,400	331,400
30	203,000	254,100	298,100	333,500

31	204,500	255,300	299,800	335,400
32	205,900	256,600	301,400	337,500
33	207,100	257,900	302,900	339,100
34	208,400	259,100	304,500	341,000
35	209,700	260,400	306,000	342,800
36	210,900	261,600	307,600	344,700
37	212,100	263,000	309,100	345,900
38	213,500	264,300	310,600	347,800
39	214,900	265,900	312,000	349,700
40	216,300	267,400	313,600	351,500
41	217,300	268,800	314,900	353,400
42	218,500	270,300	316,500	355,200
43	219,600	271,800	318,000	357,000
44	220,800	273,200	319,500	358,700
45	221,700	274,900	320,500	360,500
46	222,800	276,400	321,700	361,900
47	223,700	277,900	322,900	363,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800
49	225,500	280,900	325,100	365,800
50	226,600	282,300	326,100	366,900
51	227,700	283,800	327,000	368,000
52	228,500	285,100	328,000	369,100
53	228,900	286,400	328,900	370,000
54	230,000	287,900	329,600	370,600
55	230,700	289,300	330,400	371,400
56	231,400	290,800	331,200	372,200
57	232,200	292,200	331,800	373,000
58	233,100	293,600	332,300	373,800
59	233,900	295,100	332,900	374,600
60	234,800	296,600	333,400	375,400
61	235,800	297,700	333,900	376,300
62	236,400	299,200	334,100	377,000
63	237,300	300,400	334,700	377,700
64	238,100	301,900	335,300	378,400
65	239,000	303,000	335,600	378,700
66	240,000	304,300	336,100	379,300
67	241,000	305,400	336,600	379,900

68	241,900	306,700	337,100	380,600
69	242,900	307,400	337,600	381,000
70	244,000	308,500	338,100	381,700
71	244,900	309,700	338,500	382,300
72	245,700	310,900	339,000	382,900
73	246,400	312,200	339,200	383,300
74	247,400	312,900	339,700	383,900
75	248,400	313,600	340,200	384,500
76	249,200	314,200	340,700	385,100
77	250,000	315,000	341,000	385,500
78	251,000	315,700	341,400	386,000
79	252,000	316,400	341,900	386,500
80	253,000	317,100	342,300	387,100
81	253,900	317,400	342,500	387,600
82	254,600	317,700	342,800	388,000
83	255,600	318,300	343,300	388,400
84	256,600	318,600	343,700	388,800
85	257,200	319,000	344,000	389,000
86	258,000	319,300	344,300	389,200
87	258,700	319,700	344,800	389,500
88	259,600	320,000	345,200	389,800
89	260,200	320,500	345,500	390,000
90	261,000	320,900	345,900	390,300
91	261,800	321,200	346,300	390,600
92	262,600	321,500	346,500	390,800
93	263,000	322,000	346,800	391,000
94	263,700	322,400		
95	264,200	322,600		
96	264,900	323,000		
97	265,600	323,400		
98	266,300	323,800		
99	267,000	324,200		
100	267,700	324,600		
101	268,200	324,800		
102	268,700	325,100		
103	269,100	325,400		
104	269,600	325,700		

105	269,800	326,100		
106	270,000	326,300		
107	270,300	326,600		
108	270,600	327,000		
109	271,000	327,400		
110	271,300	327,700		
111	271,700	328,100		
112	272,000	328,400		
113	272,300	328,700		
114	272,600	329,100		
115	272,900	329,400		
116	273,300	329,600		
117	273,600	329,800		
118	273,900	330,100		
119	274,300	330,500		
120	274,700	330,900		
121	274,900	331,100		
122	275,100			
123	275,500			
124	275,800			
125	276,000			
126	276,300			
127	276,700			
128	277,100			
129	277,300			
130	277,700			
131	278,100			
132	278,400			
133	278,600			
134	278,900			
135	279,300			
136	279,600			
137	279,800			
138	280,100			
139	280,400			
140	280,700			
141	280,900			

142	281,100		
143	281,300		
144	281,600		
145	282,000		
146	282,200		
147	282,500		
148	282,800		
149	283,100		
150	283,300		
151	283,600		
152	283,800		
153	284,100		

備考 この給料表は、病院に勤務する介護福祉士等の介護職（平成31年4月1日以降採用）、保育士に適用する。

別表第6(第8条関係)

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等
	7級	事務長等
医療職(一)	1級	医員等
	2級	医長、医員等
	3級	副院長、医長等
	4級	院長等
医療職(二)	1～4級	薬剤師等
	5級	主任等
	6級	科長等
医療職(三)	1～3級	看護師等
	4級	主任等
	5級	看護師長等
	6級	看護部長等
福祉職	1～2級	介護福祉士等
	3級	主任等
	4級	科長等

備考 理事長が特に必要と認めたときは、上位又は下位の級に決定することができる。

別表第7(第25条関係)

役職手当額表

役職名	支給月額
院長	160,000円
副院長	100,000円
医長	70,000円
医員	50,000円
看護部長	40,000円
看護師長、科長、施設科長、室長(事務局及び地域医療連携室に限る。)	35,000円

主任（医療職（二）、医療職（三）及び福祉職の給料表を適用する者に限る。）	15,000円
事務長（事務局長兼務者）	50,000円
事務長（事務局次長兼務者）、課長	40,000円
主幹	35,000円
係長	15,000円